

21千消救第2351号

消防局及び各消防署

千葉市消防局救急活動事後検証要綱（平成15年3月28日14千消救第410号）を全部改正する。

平成22年3月25日

千葉市消防局長 北山 洋一

千葉市消防局救急活動事後検証要綱

（目的）

第1条 この要綱は、当局及び医療機関において、救急活動を専門的及び医学的な観点から事後に検討することにより、救急隊員の行う応急処置の質を保障し、本市における救命効果の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱の用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

（1）事後検証は、救急活動内容を事後に検討することをいう。

（2）所属検証は、消防署において行う事後検証をいう。

（3）一次検証は、消防局において行う事後検証をいう。

（4）二次検証は、医師が行う事後検証をいう。

（責任主体）

第3条 事後検証の責任主体は次の各号に掲げるとおりとする。

（1）警防部長は、事後検証全般について総括する。

（2）救急課長は、一次検証を掌理する。

（3）消防署長は、所属検証を掌理する。

（種類）

第4条 事後検証の種類は、所属検証、一次検証及び二次検証とする。

（結果の活用）

第5条 警防部長及び消防署長は、事後検証の結果を活用し、救急業務に反映するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(局検証会議設置要綱の廃止)

- 2 局検証会議設置要綱（平成15年3月28日14千消救第411号）は、廃止する。

(署検証会議設置要綱の廃止)

- 3 署検証会議設置要綱（平成15年3月28日14千消救第411号）は、廃止する。